

実施方針に関する質問・意見及び回答一覧

No	資料名	頁	行目	項目			タイトル	質問・意見	回答
1	実施方針	2	20	I	1	(3)	利用促進	ポートメッセなごやでも、ものづくりを中心として展示会が開催されており、本施設も愛知県にふさわしい展示会・見本市を誘致・企画・開催することが事業の目的となっております。斯かる状況からすれば、ポートメッセなごやとの連携や誘致方針の棲み分けが必要と考えますが、愛知県はどのようにお考えでしょうか。	・名古屋市国際展示場と併せ10万㎡規模の催事について、双方が協働して需要創造を行うことを予定しています。
2	実施方針	3	8	I	1	(4)	事業内容	利用者に施設を貸出して利用料を収受するという従来型のスキーム以外に、運営者が利用者との共催によるレベニューシェアスキームや、運営者が特別に設置した設備の利用を条件付けるような契約スキーム等契約条件は運営者に委ねられ、契約の自由度を確保出来ますでしょうか。また、利用者が取得したデータや個人情報を運営者もデータ共有する等の運営事業者のあり方も可能であるか事前に確認したいです。	・施設の利用料以外に催事開催等の収入を得ることは可能です。また、運営権者が県の許可を得た上で自らの負担によって独自の設備等を設置し、収益事業に活用することは可能です。具体的な運営内容・運用方法については運営権者からの提案によるものとし、必要に応じて県との協議のうえで実施してもらうことを想定しています。
3	実施方針	3	12	I	1	(4)	① 指定管理者	運営権者を指定管理者に指定とありますが、指定の議決を行う日程をご教示ください。	・運営権の設定と合わせ、12月議会に提案予定です。
4	実施方針	3	15	I	1	(4)	② 駐車場	ホテル建設が具体化した場合においても必要となる駐車場の確保を前提とするとありますが、大規模なイベントを開催する場合、駐車場の確保は必須と考えられます。予め立体駐車場を整備するなど将来にわたる駐車場確保のご計画はあるのでしょうか。	・ホテル建設が具体化した際にも、立体駐車場の整備等によって駐車場台数を確保することを前提とします。
5	実施方針	3	25	I	1	(4)	② 運営対象施設及び事業場所の概要	将来的に愛知県有料道路運営等事業の公共施設等運営事業者によるホテル建設が予定されており、多目的利用地及び駐車場の一部の利用を予定しているとのことだが、この計画はいつ確定するのでしょうか。また、対象地について募集要項等において示していただくことは可能でしょうか。	・ホテル建設計画については現時点では未定です。なお、ホテル建設については平成36年3月31日以降を想定しています。
6	実施方針	3	27	I	1	(4)	② ホテル建設	道路事業者によるホテル建設が遅延した場合、運営期間が延長されることはありえるのでしょうか。	・運営権については延長しません。 ・ホテル建設が遅延した場合、多目的利用地について新たな運営権を設定するかどうかは、その時の状況により判断します。
7	実施方針	3	28	I	1	(4)	② 運営対象施設及び事業場所の概要	ホテル建設が具体化して、駐車場の形状変更が必要となった場合、これに係る投資コストは誰の負担になるのでしょうか？	・原則的に原因者の負担となります。
8	実施方針	3		I	1	(4)	② ホテル建設による駐車場確保について	愛知県有料道路運営等事業の公共施設等運営事業者によるホテル建設が具体化した際は、必要となる駐車場台数(約3,400台)を確保することを前提、との記載がございます。駐車場台数を確保する為に行う工事(立体駐車場化等)は、貴県にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	・No.7を参照してください。
9	実施方針	4	4	I	1	(4)	③ 期間の延長	運営状況等を踏まえて、期間の延長について協議できるとは、多目的利用地の運営期間を対象とした協議でしょうか。または全対象施設の運営期間を対象とした協議を想定しているのでしょうか。	・多目的利用地以外の施設の運営期間を対象とします。
10	実施方針	4	7	I	1	(4)	④ 利用料金の設定	利用料金の設定は条例の範囲内であれば、民間事業者が機動的に設定することができると考えてよろしいでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
11	実施方針	4	8	I	1	(4)	④ 利用料金	条例において取決めのない多目的利用地の利用料や光熱水費について今後どのように取り決めるのでしょうか。特に備品使用料は備品の調達業務が事業者の業務範囲に入っておりますが、調達費用や償却期間とリンクした設定が可能と理解してよろしいでしょうか。	・多目的利用地については6月議会にて条例案(40円/㎡日)を提案しています。 ・光熱水費については愛知県国際展示場条例に「実費を勘案して知事が定める額」と規定されています。事業者選定後、協議のうえ料金を決定し、細目料金告示を行います。 ・備品利用料については事業者選定後、協議のうえ料金を決定し、条例改正及び細目料金告示を行います。
12	実施方針	4	8	I	1	(4)	④ 利用料金	本事業は長期間の事業であり社会情勢の変化や物価変動が予測されます。そのような場合は条例改正を含む料金の変更について協議が可能であると理解してよろしいでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
13	実施方針	4	8	I	1	(4)	④ 利用料金	消費増税がなされた場合、条例改正を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
14	実施方針	4	18	I	1	(4)	⑤ 官民連携による需要創造推進業務	現在、名古屋市国際展示場の移転新築や、空見ふ頭の展示場の整備構想が予定されていますが、これにより、県内に同等規模の施設が存在し、競争が想定されます。現時点で検討されている相互の利益向上に向けた方策等、お示しください。	・No.1を参照してください。 ・空見ふ頭における展示場整備の実現性は無いと考えています。
15	実施方針	4	18	I	1	(4)	⑤ 官民連携による需要創造推進業務	官民連携組織の組成ならびに当該組織に運営については、施設単体ではなく、オール愛知で取り組む事業と考えます。本事業とは別の事業としてお考えいただくことは可能でしょうか。	・官民連携組織の運営については、本施設の運営と一体的に実施することを求めます。なお、官民連携組織の事業内容については、事業者による積極的な提案を求めます。
16	実施方針	4	22	I	1	(4)	⑤ 業務の範囲	実施する事業等の経費に対する補助について、基金からの拠出基準はどのようなものを想定していますでしょうか。たとえば、官民連携組織が主導した事業については補助が受けられる前提となるのでしょうか。	・官民連携による需要創造業務については、マーケット・プロモーション等の業務経費、催事立ち上げ資金(開業5年目までの赤字相当額)、施設維持管理運営業務については開業5年目までの赤字相当額について、基金から負担することを想定しています。 ・詳細については、募集要項(案)別紙4「展示会産業振興基金(仮称)について」において示します。
17	実施方針	4	22	I	1	(4)	⑤ 業務の範囲	実施する事業等の経費に対する補助について、補助率は一律規定される想定でしょうか。	・No.16を参照してください。 ・詳細については、募集要項(案)別紙4「展示会産業振興基金(仮称)について」において示します。
18	実施方針	4	22	I	1	(4)	⑤ 業務の範囲	人的支援にかかる費用については、基金からの拠出ではなく、愛知県様が単独で負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	・人的支援の形態は、官民連携組織の形態により、関係法令の規定の範囲内で行います。 ・県庁に勤務し、もっぱら官民連携業務に従事する形態も考えられます。その場合は県の人件費負担となります。 ・その他の場合は、組織の形態により異なりますので、提案後に別途調整することを想定しています。
19	実施方針	5	1	I	1	(4)	⑤ 備品調達	準備委託の業務範囲とし、資金負担は県との理解でよろしいでしょうか。	・備品の調達方法については、募集要項公表時(7月上旬予定)に示します。

実施方針に関する質問・意見及び回答一覧

No	資料名	頁	行目	項目			タイトル	質問・意見	回答
20	実施方針	5	8	I	1	(4)	⑤ 渋滞対策、防災・災害対策	空港等全体での対策について、現時点での県のお考えをお示ください。また、大型催事と空港の繁忙期が重なった場合の警備誘導や防災・災害対策についての主導や費用負担など考えがあればお示ください。	・大型催事と空港の繁忙期が重なった場合の対応などについては、まずは主催者に空港会社等との連携・調整を行っていただき、その上でSPCにおいても必要な対応を行うことを想定しています。
21	実施方針	5	10	I	1	(4)	⑤ 駐車場運営	駐車場の利用料金の設定については、民間事業者の裁量により設定できると考えてよろしいでしょうか。	・駐車料金については、「展示会に参加する等の場合」と「その他の場合」の二つの料金体系があります。 ・展示会参加者に適用される料金については、条例の範囲内で運営権者が決定することができます。 ・それ以外の料金については、空港との相互補完の観点から条例上の料金（空港と同一）を用いてください。
22	実施方針	5	10	I	1	(4)	⑤ 駐車場運営	駐車場運営は催事のない日であっても、営業することは可能でしょうか。	・365日24時間営業可能です。
23	実施方針	5	12	I	1	(4)	⑤ 附帯事業運営業務	「総合保税地域の機能を活用した展示会支援」とありますが、具体的に決まっている支援内容があればご教示ください。	・総合保税地域の機能を活かして、SPCが外国貨物取扱事業者として業務を行うことで、展示物等の外国貨物を関税などを課さないままで簡易な手続きにより展示できるようにすることを予定しています。 ・詳細については募集要項（案）別紙6「総合保税地域の機能を活用した展示会支援について」に示します。
24	実施方針	5	13	I	1	(4)	⑤ 官民連携による需要創造推進業務	官民連携による需要創造推進業務は、業績如何に拘わらず推進していく必要がある業務であることから、開業準備業務のように別途発注することが望ましいと考えますので、開業準備業務同様、別途発注することをご検討をお願いします。	・No. 15を参照してください。
25	実施方針	5	13	I	1	(4)	⑤ 官民連携による需要創造業務	官民連携需要創造業務の参考とするため、貴県および貴県関係団体が予定している本施設で行われる催事等に対する助成金の有無、金額や予算規模をお示ください。	・現状ありません。
26	実施方針	5	13	I	1	(4)	⑤ 官民連携による需要創造業務	官民連携需要創造業務の参考とするため、貴県および貴県関係団体が予定している誘致活動とその目標設定について具体的にお示ください。	・想定している誘致・営業のターゲットのイメージは以下のとおりです。 ①本県の産業集積・特性を活かし、当地域の産業振興・経済発展に資するもの ②国際空港隣接型の特色を活かし、国内外からの集客、交流拠点の形成に資するもの ③地域活性化に資する、その他多様な分野のBtoB、BtoC催事 ・なお、詳細のターゲット及び目標設定については、事業者からの提案に基づき、県と協議のうえ設定します。
27	実施方針	5	13	I	1	(4)	⑤ 官民連携による需要創造業務	より正確な需要を予測するため、現時点における「①お問合せ、②事前申込書提出、③内定通知」の実際の件数および利用規模を含む催事内容を開示してください。	・募集要項公表時（7月上旬予定）に守秘義務対象資料「予約申込、問合せ状況」で示します。
28	実施方針	5	14	I	1	(4)	⑤ 官民連携における需要創造推進業務	「国内外ネットワーク形成業務」とは、どのような業務を想定されていますでしょうか。また、形成した後については愛知県様にて運営いただくのでしょうか。	・国際見本市連盟（UFI）への加盟をはじめ、国際的な業界団体や企業、施設運営事業者等との連携・ネットワーク等の形成を想定しています。形成後は、官民連携組織がこれを運営します。詳細については、要求水準書において示します。
29	実施方針	5	16	I	1	(4)	⑤ 官民連携による需要創造推進業務	「ア. 広域的・国際的マーケット・プロモーション」とii)施設維持管理業務における「ア. マーケティング・プロモーション業務」との業務内容の違いが不鮮明なので、事業計画策定の阻害要因になるのの違いがわかるようにお示ください。	・「ア. 広域的・国際的マーケット・プロモーション」は、全く新たに催事を創出するための、国際的なアプローチを含めたマーケティング・プロモーション、ii)施設維持管理業務における「ア. マーケティング・プロモーション業務」は、通常の施設管理者が行う営業誘致活動としての、BtoCを含む幅広い催事を対象としたマーケティング・プロモーションを想定しています。詳細は要求水準書において示します。
30	実施方針	5	17	I	1	(4)	⑥ 運営権対価	稼働率25%を前提として運営権対価を8.82億円を予定されているとのことですが、本施設はトラックレコードがなく、稼働率の見込みが立てづらい事業であり、民間事業者にとっての大きなリスクの一つとなります。従い、最低価格を0円以上とすべきとした上で、プロフィットロスをシェアすることをご検討をお願いします。	・最低提案価格は8.82億円（税別）とします。
31	実施方針	5	17	I	1	(4)	⑥ 運営権対価	最低提案価格の算定根拠は募集要項公表時に示すとのことですが、重要な事項ですので、募集要項の公表を待たず、先行して公表頂けますようご検討をお願いします。	・募集要項（案）別紙1「運営権対価算定資料」を参照してください。
32	実施方針	5	17	I	1	(4)	⑥ 運営権対価	本施設の問い合わせ状況について、現時点における予約、仮予約等の件数や催事種別を開示をお願いします。	・No. 27を参照してください。
33	実施方針	5	23	I	1	(4)	⑥ 運営権対価	最低金額が示されていますが、金額については事業者からの提案、或いは、実績にもとづき金額を県と協議するなど柔軟な金額設定を提案します。また、一括支払いとありますが、上記理由により実績を鑑みた支払時期や分割支払いなどを提案します。	・No. 30を参照してください。
34	実施方針	5	25	I	1	(4)	⑥ 運営権対価	最低提案価格の算定根拠につき、根拠となる稼働率、収入、支出等が、募集要項公表時に詳細にお示しいただきますようお願いいたします。	・No. 31を参照してください。
35	実施方針	6	1	I	1	(4)	⑧ 民間事業者の提案に基づく事業(任意事業)	任意事業を事業者、構成員、協力企業でない第三者が実施することは問題ないでしょうか。	・任意事業の実施は、応募企業、及び応募グループの構成企業、協力企業、又はこれらが出資する会社（運営権者を含む）に限定します。
36	実施方針	6	8	I	1	(4)	⑧ 民間事業者の提案に基づく事業(任意事業)	多目的利用地及び隣接する港湾地域において、集客イベントの開催や集客施設の設置の提案が可能とありますが、前述のホテル建設が具体化したことにより、これらのイベント開催等が困難となった場合に生じる損失や対外的な賠償等についての負担や責任は誰が負担することになるのでしょうか。	・多目的利用地の運営については、ホテル建設の着手前と想定される平成36年3月31日までの期間としています。したがって、それ以降のイベントの企画や各種利用等については予約段階において制限されるものと考えます。 ・港湾用地に関して、現時点ではホテル建設に伴う利用制限等について想定していません。
37	実施方針	6	13	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	任意事業の検討には時間を要するため、現状の区分及び分区以外の用途に使用したい場合、具体的にどのような手続きを行えばどのような事業が実施可能になるのかを現段階でご教示ください。	・現状の土地利用の区分以外の用途として使用する場合は、港湾計画の変更手続きが生じ、現状の臨港地区の分区の対象外となる構築物を造る場合には、分区の変更手続きが生じます。これらの手続きに必要な資料は、運営権者に準備してもらうこととなりますが、県が主体となって手続きを行うこととします。 ・任意事業の提案に際しては、別紙①「港湾地区について」に留意してください。

実施方針に関する質問・意見及び回答一覧

No	資料名	頁	行目	項目			タイトル	質問・意見	回答
38	実施方針	6	13	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	任意事業の実施期間が本事業の事業期間に縛られる場合、本格的な建物を建設するような事業は難しいと思料しますが、第三者に対して事業期間を超えて貸付を行うようなことは検討できないでしょうか。	・任意事業の事業内容や条件等については、事業者からの提案内容に基づき、県と運営権者との協議のうえ定めるものとします。
39	実施方針	6	13	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	建造物を設置するような事業を提案した場合、事業期間終了時に原状回復して返還する必要があるのでしょうか。	・原則として、原状回復を前提としますが、事業内容や条件等については、事業者からの提案内容に基づき、県と事業者との協議のうえ定めるものとします。
40	実施方針	6	13	I	1	(4)	⑧ 港湾用地	建造物を設置するような事業を提案した場合、土地の使用料のようなものは徴収されるのでしょうか。	・当該地は愛知県所有であり、賃借料が発生します。 ・別紙①「港湾地区について」を参照してください。
41	実施方針	6	13	I	1	(4)	⑧ 港湾用地	用地を使用する場合、土地の使用料は発生するのでしょうか。	・No. 40を参照してください。
42	実施方針	6	21	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	「恒常的な建造物」の定義について、ご教示いただけませんか。	・恒常的な建造物を不可とする趣旨は、「一般利用者による平面利用の機会を著しく損失しないようにすべき」というものであります。 ・建築基準法においても設置期間が1年未満のものを「仮設」と定義していることから、原則として、恒久的な建造物とは設置期間が1年を超えるものと考えています。
43	実施方針	6	21	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	多目的利用地に建設可能な建物は最長どれくらいの期間設置したままとすることができるのでしょうか。	・No. 42を参照してください。
44	実施方針	6	21	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	多目的利用地にホテルを作る場合の高さ制限についてお示ください。	・多目的利用地は平面貸しを前提としているため、ホテルのような恒常的な建造物は設置できません。
45	実施方針	6	21	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	多目的利用地の地下利用の制限についてお示ください。	・No. 44を参照してください。
46	実施方針	6	21	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	展示場駐車場をホテル駐車場として利用可能でしょうか。	・No. 44を参照してください。
47	実施方針	6	21	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	ホテル建設をした場合、36年3月31日以降のホテル所有権、運営権の扱いについてお示ください。	・No. 44を参照してください。
48	実施方針	6	21	I	1	(4)	⑧ 多目的利用地及び港湾用地の活用	ホテル内にパチンコ等のギャンブル施設は営業可能でしょうか。	・No. 44を参照してください。 ・なお、港湾用地については以下のとおりです。 臨港地区の分区の区域内においては、パチンコ等の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項」に該当する風俗営業はできない。（愛知県臨港地区内構築物規制条例）
49	実施方針	6	23	I	1	(4)	⑧ 売電事業	太陽光発電事業について、運営権者はどのような立場で売電事業に参画することとなるか、事業に係る収入・費用について具体的に教えていただけませんか。	・売電事業は任意事業であり、実施する場合は基本的に必要経費は全て運営権者の負担、収入は全て運営権者に帰属します。 ・費用の想定は募集要項において示しますが、項目は以下が想定されます。 【税】 法人事業税（収入割額）＝収入金額×0.9% 地方法人特別税＝法人事業税収入割額×43.2% 【固定資産等所在市町村交付金】 固定資産の価格×1.4% 【維持費】 募集要項公表時（7月上旬予定）において示します。 【初期費用】 募集要項公表時（7月上旬予定）において示します。
50	実施方針	6	23	I	1	(4)	⑧ 売電事業	売電事業について、説明会の資料においては屋根面に1,060KW容量の太陽光発電設備の設置とありますが、増設は可能でしょうか。	・屋根の防水性能を低下させることとなるため増設は不可です。
51	実施方針	7	14	I	1	(4)	⑨ 運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	運営権者の創意工夫による経費節減による収益については運営権者に帰属させるとありますが、収支が黒字か赤字かを判定するにおいては節減前の経費を基準にご判断頂けるという理解でよろしいでしょうか。	・原則として、削減前の収支予定額を基準とします。詳細は募集要項（案）別紙5「基金からの支援等の基準について」を参照してください。
52	実施方針	7	14	I	1	(4)	⑨ 運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	各年度の支出予定額とは、提案時に事業者が示した支出予定額とし、年度単位での見直しは行わないと考えてよろしいでしょうか。	・毎年度の支出予定額について、平成36年3月31日までは、開業前に作成する5年間の中期収支計画に基づき毎年度作成する単年度収支計画によるものとし、平成36年4月1日以降はそれまでの運営状況等を踏まえてその後の対応を検討します。詳細については募集要項（案）別紙4「展示会産業振興基金（仮称）の設置について」を参照してください。
53	実施方針	7	14	I	1	(4)	⑨ 運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	運営権者の創意工夫による経費節減による収益と判断する基準はどのようなものでしょうか。	・単年度収支計画における支出予定額と実際の支出額との差額分を収益とします。なお、支出状況が適正に行われているか定期的なモニタリングを実施します。
54	実施方針	7	14	I	1	(4)	⑨ 運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属については、SPCの損益計算書に基づいて考えられるのでしょうか。その場合、実収入は売上によるのか、また黒字とは経常利益によるのかお示ください。	・収益についてはSPCの収支に基づくこととします。詳細については募集要項（案）を参照してください。

実施方針に関する質問・意見及び回答一覧

No	資料名	頁	行目	項目			タイトル	質問・意見	回答	
55	実施方針	7	14	I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	平成36年4月1日以降について、目標収入の15%以上の収入は、県に帰属するとありますが、収入が増えた場合、その上昇した収入の維持管理コストを吸収できない仕組みとなります。仮に、5千万円の収入増の場合、光熱水費や維持管理消耗品、主催者等との打ち合わせ等の人件費や手配業務対応など、バンドの上昇分については、実収入とし、支出に基づいた金額を県に帰属することは可能でしょうか。 また、5年毎に目標収入の見直しとありますが、当該年度に次年度の目標収入を設定するなど、細かな見直しをすることは可能でしょうか。	・収入がバンド幅の上限値を越えた場合の基金に充当する額の算定においては、追加的に発生する費用負担も考慮します。詳細については、募集要項（案）別紙5「支援等の基準について」を参照してください。 ・平成36年4月1日以降については、原則として5年毎の見直しを予定しています。
56	実施方針	7	15	I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	県と運営権者で合意する各年度の支出予定額に対して、運営権者の創意工夫によって生じる経費削減による収益については、原則としてその全額を運営権者に帰属させるとあるが、この合意が優先交渉権者決定後であれば、審査資料提案段階での事業CF策定に影響を与えます。募集要項で支出予定額の合意水準を示していただくことは可能でしょうか。	・募集要項（案）別紙1「運営権対価算定資料」を参照してください。
57	実施方針	7	17	I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	適正な経費支出が行われているかの財務モニタリングを行うとありますが、具体的にどのような点を確認されるのでしょうか。	・監査済みの財務書類等の提出・確認等とともに、主に施設維持管理運営業務を対象に、オープンブック方式による情報開示等を求めることを予定しています。詳細については、募集要項公表時（7月上旬予定）において「モニタリング基本計画」を示します。
58	実施方針	7		I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	事業CFを策定する上で、支出予定額の水準を示していただくことは可能でしょうか？	・No. 56を参照してください。
59	実施方針	7	19	I	1	(4)	⑨	開業から平成36年3月31日までの貴県の補填について	開業から平成36年3月31日までの期間についての貴県の補填の基準については、「各年度の実収入と各年度の支出予定額」の比較ではなく、想定外の実支出があった場合のリスクを軽減させるため、「各年度の実収入と各年度の実支出」を比較すべきと考えます。	・経費削減分の利益を運営権者に帰属させるため「各年度の実収入と各年度の支出予定額」との比較を原則とします。ただし、開業当初において想定外の実支出があったときは協議に応じます。詳細については募集要項（案）を参照してください。
60	実施方針	7	23	I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	平成36年度以降、実収入が各年度の目標収入を上回る場合は、収入のブレ（バンド幅）を見直すことになっていますが、近隣類似施設の拡張等により下回る場合にバンド幅を下方修正することもできるような規定の設置をお願いします。	・原則として下方修正は想定していません。 ・15%を越えて下回った際には基金から補填される前提であり、運営権者にとってはリスク回避ができるものと想定しています。
61	実施方針	7	23	I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	平成36年4月1日以降の実収入が目標収入を15%より大きく下回り、運営権者の創意工夫により経費削減をしたものの収支に赤字が生じた場合、赤字が生じなくなる額の補助が行われるのみかご教示ください。（バンド幅下限である15%まで補助すると黒字になる場合）。	・経費削減による利益は運営権者に属することから、支出は予定額を用います。 ・その上で、収入が目標から15%を越えて下回った場合、収入が目標よりも15%下回った際の赤字額（（目標-15%の収入）-支出予定額）を運営権者の負担とし、それ以上の負担を基金から拠出するものとします。
62	実施方針	7	24	I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	プロフィットシェアの基準となる幅が15%と記載されておりますが、どの様な想定から算出されておるのでしょうか。	・県において構築している収支モデルを用いた、稼働率の変動に伴う利益の感度分析等を踏まえ設定しています。
63	実施方針	7	28	I	1	(4)	⑨	収益の算定	あらかじめ合意した経費項目とは具体的にどのような形でいつ合意するものを指しているのでしょうか。	・事業開始前に運営権者と県が合意して定める収支計画において定めます。
64	実施方針	7	29	I	1	(4)	⑨	コスト+フィー方式	原価開示によるコスト+フィー方式とは具体的にどのような仕組みを想定されているのでしょうか。	・下請事業者へ適正な発注が行われているか等、支出の適正化を図る目的で導入します。 ・各年度の収支計画において業務原価及びマネジメントフィーを設定してもらい、年度途中及び年度終了後に業者への支払い等に関する各種書類等の提出を受けてモニタリングを行うことを想定しています。詳細は募集要項（案）別紙5「基金からの支援等の基準について」を参照してください。
65	実施方針	7	29	I	1	(4)	⑨	コスト+フィー方式	原価開示とありますが、実際に各機器を点検する業者等の原価を指す場合、SPCの協力企業が多岐にわたりすぎSPCにリスクが残る資金調達に支障をきたす可能性があるため、あくまでも構成員や協力企業へのコストを指すと理解すればよろしいでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
66	実施方針	7	29	I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	コスト+フィー方式が導入されるのは、業務範囲のうち施設維持管理業務のみかご教示ください。	・ご指摘のとおりです。
67	実施方針	7	31	I	1	(4)	⑨	目標値の見直し	目標収入が15%を超えて上回る場合のみ、次期の目標値の見直しを行うとのことですが、目標に達しない場合の目標値の引下げ等についても同様にご検討をお願いいたします。	・No. 60を参照してください。
68	実施方針	7	31	I	1	(4)	⑨	平成36年4月1日以降における目標収入の設定について	平成36年4月1日以降の期間における各年度の目標収入（バンド幅設定の基準となるもの）を設定しますが、目標収入は上方修正だけでなく下方修正も5年毎に見直しをして頂きたいと考えております。	・No. 60を参照してください。
69	実施方針	8	1	I	1	(4)	⑨	運営権者による運営の結果生じる収益等の帰属	目標収入に対し15%を超えて上回る場合のみ、次期の目標値を見直し、改めて県と運営権者が合意することを予定しているとありますが、単にバンド幅を上下するのは、民間事業者のインセンティブにはならず、バンド幅の下限が引き上げられることにより、運営権者のリスクが高まることとなります。この場合、民間事業者はバンド幅上限を超えないような発想が生じかねません。バンド幅の上方修正にあたっては民間事業者のメリットとリスクが勘案されるような仕組みを規定頂けますよう、ご検討をお願いします。	・目標値を引き上げた場合、バンド幅の下限も引き上げられることになり、むしろ運営権者のリスクは低下することになると想定しています。
70	実施方針	8	3	I	1	(4)	⑩	基金の設置	基金の財源は運営権対価、県への帰属分を充当することが想定されていますが、基金が底をついた場合は、県が自主財源より充当することをお考えでしょうか。	・基金が不足する等の事態が予測される場合、それまでの事業のモニタリング結果や今後の見直し等を踏まえたうえで、対応策を検討する予定です。
71	実施方針	8	4	I	1	(4)	⑩	基金の設置	県からの負担に関しては「基金」を設置することを検討し、その財源としては運営権対価、及び県への帰属分（プロフィットシェア分）を充当するとありますが、当初5年については運営権対価を上回る赤字が発生した場合、県としては運営権対価を上回る負担には一切応じることは出来ないということでしょうか。	・No. 70を参照してください。

実施方針に関する質問・意見及び回答一覧

No	資料名	頁	行目	項目			タイトル	質問・意見	回答
72	実施方針	8	6	I	1	(4)	⑩ 基金の設置	基金の財源として運営権対価及び県への帰属分等を充当とありますが、事業が黒字化するのに当初の想定以上の期間を要する場合に不足が生じる可能性があります。事業期間中に基金が0になってしまった場合、貴県から補てん頂けるという理解でよろしいでしょうか。	・No. 70を参照してください。
73	実施方針	8	6	I	1	(4)	⑩ 基金の設置	トラフィックレコードのないこれほど大規模な展示場の需要を創出することには相当な困難があり、事業者からの運営権対価と県への帰属分のみで事業期間を全うするのはリスクが大きいと料します。基金の財源として事業開始時に貴県から直接充当するご予定があると理解してよろしいでしょうか。その場合、どの程度の金額を考慮されているのでしょうか。	・No. 70を参照してください。
74	実施方針	8	6	I	1	(4)	⑩ 基金の設置	県から直接基金へは拠出されないのでしょうか。基金の残高がゼロとなった場合、県から追加出資等資金の援助はございますでしょうか。	・No. 70を参照してください。
75	実施方針	8	6	I	1	(4)	⑩ 基金の設置	基金からの拠出については運営権者から見た場合、あくまで「補填」であり、利子等拠出に対する対価を運営権者が負担する必要はないという認識で相違ございませんでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
76	実施方針	8	9	I	1	(4)	⑪ 事業スケジュール	本事業は、事業の規模や新規性において、募集要項の開示から提案書の提出まで、相当数の時間を要すると考えます。事業スケジュールにある「提案書の審査資料の提出」以降について、3カ月程度遅らせていただけますでしょうか。	・審査資料の提出期限（応募締切）は9月15日としております。2018年当初からの開業準備業務の開始を目指しており、タイトなスケジュールとなっておりますが、ご理解ください。
77	実施方針	9	10	I	1	(4)	⑬ 更新投資	ここでいう更新投資とは具体的にどのようなものを指しているのでしょうか。	・更新投資としては①劣化・老朽化等にとまなう通常の更新投資、②施設・整備等のグレードアップの更新投資、が想定されます。
78	実施方針	9	19	I	1	(4)	⑬ 運営権者の保有資産等	修繕工事の費用負担について、事業者側で負担すべきものは、どの様なものが想定されますでしょうか。	・中・長期修繕計画書案を募集要項公表時（7月上旬予定）において示します。その中で、県と運営権者の分担を示します。
79	実施方針	12	5	II	1	(2)	開業前準備業務に関する事項	開業前準備業務については別途委託契約との記載がございますが、当該準備業務にかかる費用を算出し提出するという理解でよろしいでしょうか。	・すでに予算化されている本年度（2017年度）の委託については、予算の範囲内となります。 ・2018年度（1年間）及び2019年度（半年程度）については、要求水準を募集要項公表時（7月上旬予定）において示します。それに従い、業務の効率的・効果的な遂行方法、体制、経費見積り等について提案を求めます。
80	実施方針	12	8	II	1	(2)	開業前準備業務に関する事項	別途委託されるとのことですが、委託費の上限金額は設定されるのでしょうか。	・No. 79を参照してください。 ・上限は設定しませんが、提案内容と金額の妥当性を評価します。ただし、本年度については予算の範囲内になります。
81	実施方針	12	8	II	1	(2)	開業前準備業務に関する事項	別途委託されるとのことですが、委託費の支払方法等は何かの想定があるのでしょうか。	・委託料は県からSPCへ直接支払います。 ・また、原則後払いとなりますが、資金計画に基づく概算払（精算必要）も可能です。
82	実施方針	12	8	II	1	(2)	開業前準備業務に関する事項	開業前準備業務については、本事業の範囲には含まず、別途委託により実施を予定しているとあります。募集要項等で示される業務内容や委託金額等については、予約状況等踏まえ意見・提案を申し出たいため、別途対話を希望します。	・No. 79を参照してください。 ・募集要項公表時（7月上旬予定）に、利用申込状況を稼働率相当で示します。 ・提案書提出前の対話は予定しておりません。提案後、プレゼンテーションの場で対話の機会を設定します。
83	実施方針	13	2	II	2	(1)	募集・選定に係るスケジュール	審査資料の提出期限が8月となっておりますが、募集要項公表から2か月間しかありません。民間事業者の検討期間を考慮頂き、審査資料の提出期限を11月～12月に変更して頂けませんでしょうか。	・審査資料の提出期限（応募締切）は9月15日としております。
84	実施方針	15	4	II	3	(1)	応募者の構成	構成企業はSPCへ出資し、本件業務を直接受託する法人とありますが、コンセッションの場合、SPCに人員を派遣して、当該人員が業務に関与することが想定されるため、必ずしも本件業務を直接受託することにはならないものと考えます。従い、構成企業の定義については、SPCに議決権株式を出資する予定の企業として頂けるようご検討をお願いします。	・構成企業の定義については、SPCに議決権株式を出資する予定の企業とします。
85	実施方針	15	4	II	3	(1)	応募者の構成	受託企業と運営企業が異なっても良いのでしょうか。	・No. 84を参照してください。
86	実施方針	16	8	II	3	(2)	参加資格	海外企業又は資本の受託は可能でしょうか。	・外国法人の参加も可能ですが、国内法人と同等の参加要件を満たしていることを県が確認できる場合に限りです。
87	実施方針	17	6	II	3	(3)	参加資格	10,000㎡以上の維持管理の実績とありますが、この場合の維持管理とは運営も含めた管理実績を指すのでしょうか。また実績はJVによる共同事業体での管理も認められるのでしょうか。	・維持管理の実績については、「運営」は含みません。 ・共同事業体における維持管理の業務実績については、出資比率が過半の場合のみ認めます。
88	実施方針	18	8	III	2		県と運営権者のリスク分担の基本的な考え方	空港島へのアクセスに関して、台風などの不可抗力による主催者、参加者のアクセスが確保できない場合のリスクは、県側の負担となりますか。	・運営権者（及び利用者）の負担とします。
89	実施方針	20	4	III	4		ガバナンス	ガバナンスのために設置する第三者機関やファシリテーターに要する費用は貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。	・第三者機関およびファシリテーターに関する経費は、県と運営権者の折半とします。
90	実施方針	20	4	III	4		ガバナンス	ガバナンスのために設置する第三者機関やファシリテーターの選定や機関の設立は貴県が実施されるという理解でよろしいでしょうか。	・第三者機関の構成員は、県と運営権者の双方から候補者を選定し、県と運営権者の合意の上で決定します。 ・ファシリテーターの選定は、第三者機関が、同機関の構成員もしくはそれ以外の適切な主体を選定します。詳細については、募集要項公表時（7月上旬予定）に示します。
91	実施方針	20	4	III	4		ガバナンス	官民当事者のファシリテーション機能は、中立の立場であり、且つ、展示会やMICEに関して知見のあるシンクタンク等を希望します。	・No. 90を参照してください。
92	実施方針	20	14	III	4	(1)	会議体の設置	重層的会議体は、どのようなメンバーを想定していますか。現時点で想定される具体的なイメージをお示しください。	・No. 90を参照してください。

実施方針に関する質問・意見及び回答一覧

No	資料名	頁	行目	項目		タイトル	質問・意見	回答	
93	実施方針	20	14	Ⅲ	4	(1)	会議体の設置	重層的会議体の開催頻度はどの程度を想定する必要がありますか。また、運営する主体はどこですか。	・開催頻度は運営権者と県の協議により決定します。 ・運営は運営権者と県が共同で行います。
94	実施方針	20	14	Ⅲ	4	(1)	会議体の設置	重層的会議体に関して、運営権者が負担する業務やコストが想定される場合は、事務量や費用について具体的に示してください。	・費用負担については折半とします。詳細については、募集要項公表時（7月上旬予定）に示します。
95	実施方針	21	28	Ⅲ	4	(4)	第三者機関の設置	第三者機関による「アドバイス及び勧告」の、運営権者の運営への拘束力はどうかお考えかご教示ください。	・第三者機関は、県と運営権者のコミュニケーションにおいて中立的・客観的な判断が必要な場合に、アドバイス・勧告を求めるものであり、その意味で、その判断には従うべきものと考えます。 ・なお、5年毎の見直しは第三者機関の承認を経て決定します。
96	実施方針	21	28	Ⅲ	4	(4)	第三者期間の設置 ファシリテーターによるガバナンス機能の維持・強化	ファシリテーター及び第三者機関を構成する外部有識者に関する費用（人件費及び活動にかかる費用等）は愛知県様に直接負担いただく理解でよろしいでしょうか。	・No. 89を参照してください。
97	実施方針	22	1	Ⅲ	4	(4)	第三者機関の設置	第三者機関およびファシリテーターは、どのようなメンバーを想定していますか。現時点で想定される具体的なイメージをお示ください。	・No. 90を参照してください。
98	実施方針	22	1	Ⅲ	4	(4)	第三者機関の設置	第三者機関（ファシリテーターを含む）は、重層的会議体に対して評価、アドバイスおよび勧告のほか、5年毎の収入想定（目標値）の見直しの承認を行うことになっていますが、強制力を持ちますか。また、行為や内容に対する責任や義務を負担しますか。負担する場合の具体的な方法をお示ください。	・No. 95を参照してください。
99	実施方針	22	1	Ⅲ	4	(4)	第三者機関	第三者機関およびファシリテーターに支払う謝金や交通費など、運営権者が負担する可能性のある費用があれば、想定できる内容と金額を具体的に示してください。	・No. 89を参照してください。
100	実施方針	24	14	V	1		不可抗力	実施方針の概要には、「天災等により催事等の中止によるリスクは、原則として運営権者負担及び主催事業者負担とするが、過度な負担が発生した場合には、協議のうえで負担分に見合うように運営期間を延長。」となっておりますが、不可抗力による施設等の損傷については記載がございません。不可抗力による施設等の損傷の場合、運営期間の延長だけで運営権者に生じた損害・増加費用を賄うことはできないと思われまますので、不可抗力による施設損傷等の増加費用・損害については、県が負担することにして頂きたい、ご検討をお願いします。	・原則として、過度な負担が発生した場合には県負担とします。
101	実施方針	24	14	V	1		不可抗力	催事の搬出入における本施設のアクセスは、セントレア連絡道路に限定されており、当該道路が通行止めとなった場合は、催事を中止せざるを得ない状況となると思われます。このリスクがどの程度の頻度で起こり得るのか、直近2～3年における当該道路の通行止めの回数のデータを開示頂きたいをお願いします。	・別紙②「中部国際空港連絡道路 通行止め実施状況（H18～）」を参照してください。
102	実施方針	24	14	V	1		不可抗力	地震、津波等の天災、事業者の責めによらない火災に備えての火災保険等の付保については、施設所有者である愛知県にて付保して頂けますようお願いいたします。	・県にて建物共済への加入を予定しています。
103	実施方針	25	7	Ⅵ	1	(1)	実施契約の解除	要求水準に則って業務を実施しているにもかかわらず収支の改善が困難である場合、違約金の発生しない運営権者からの任意解除をお認め頂けないでしょうか。	・原則として、任意解除は認めません。
104	実施方針	25	13	Ⅵ	1	(1)	違約金	想定されている違約金の相当額について御教示ください。	・ペナルティの対象となる事象が発生することにポイントを累積し、1年間のポイントの合計額によって運営権対価年額相当額に対する違約金の割合を定めるものとします。 ・詳細については、募集要項公表時（7月上旬予定）にモニタリング基本計画において示します。
105	実施方針	26	1	Ⅵ	1	(3)	不可抗力等による解除	不可抗力等によって実施契約を解除する場合、残存事業期間分に相当する運営権対価は返還頂けるという理解でよろしいでしょうか。	・PFI法第30条の規定に準拠して、対応を検討します。
106	実施方針の概要	2	27	Ⅲ		(1) ②	催事開催に係る不可抗力リスク	「過度な負担」とはどの程度の天災等を想定されていますでしょうか。また、「過度な負担かどうか」「相応する運営期間延長の多寡」は運営権者と愛知県様で協議する理解でよろしいでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
107	実施方針の概要	2	27	Ⅲ		(1) ②	催事開催に係る不可抗力リスク	天災等には天災のほか、戦争・テロ攻撃の勃発等、運営権者に帰責しない不可抗力事由が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
108	実施方針の特徴	5	2				インセンティブも考慮した運営権者に対する支援	稼働率の算出方法をご教示いただけませんかでしょうか。	・展示会業界関係者へのヒアリング及び類似施設の稼働率を勘案したうえで、稼働率25%を目標値として設定しています。
109	実施方針の特徴	5	2				インセンティブも考慮した運営権者に対する支援	「収支均衡ライン」の算出方法及びその前提条件をご教示いただけませんかでしょうか。	【収入】 ・ 条例上の料金を基に、面積稼働率（年間330日を100%）により、稼働率25%における収入を算出しております。（展示ホール、会議室） ・ 年間来場者数を約200万人とし、駐車場利用台数を26万5千台と想定しております。 ・ 備品使用料は未定のため、会議室利用料の10%と想定しております。 【支出】 ・ 支出は、調査会社による積算、整備事業者の概算見積り、他の展示場の事例により積算しております。
110	実施方針の特徴	5	7			3	プロフィット/ロスシェアの導入	バンド幅15%について、この幅については受託後、協議により変更できるのでしょうか。	・変更は想定していません。
111	実施方針の特徴	5	10			3	プロフィット/ロスシェアの導入	バンド幅±15%とは、上限7.5%、下限7.5%で見込んでおけばよいでしょうか。または、上限15%、下限15%で見込んでおけばよいでしょうか。	・後者のとおり、上限15%、下限15%とします。
112	実施方針 説明会資料	5					基準額の算出根拠	稼働率25%は貸出面積の年間稼働率ですか。貸室ごとの稼働想定をお示ください。	・お見込みのとおり。年間330日×6万㎡を100%としています。 ・展示ホールは24時間、会議室は12時間を100%としています。 ・室ごとの想定は行っていません。

実施方針に関する質問・意見及び回答一覧

No	資料名	頁	行目	項目	タイトル	質問・意見	回答
113	実施方針説明会資料	5			基準額の算出根拠	収入12.8億円は、貸室料金収入以外の収入を含んだ想定ですか。収入12.8億円の内訳を具体的に示してください。	・募集要項（案）別紙1「運営権対価算定資料」を参照してください。
114	実施方針説明会資料	5			基準額の算出根拠	収入12.8億円を積算するに当たって想定した貸室料金等を具体的に示してください。	・条例上の料金があるものはそれを使用しました。 ・備品使用料は未定のため、会議室利用料の10%と想定しています。
115	実施方針説明会資料	5			基準額の算出根拠	収入12.8億円を積算するに当たって、想定している国際・国内展示会の内訳およびB to B、B to Cの構成比率をお示してください。	・国内外の内訳、BtoB、BtoCの構成比率の想定はありません。
116	実施方針説明会資料	5			基準額の算出根拠	収入12.8億円に占める「官民連携需要創造業務」によって得られる収入想定とその内訳や内容について具体的に示してください。	・官民連携事業については対価の算定に含んでいません。（12.8億に含まれていません） ・官民連携事業に対しては基金の投入を予定しており、内容は募集要項（案）別紙4「展示会産業振興基金（仮称）について」を参照してください。
117	実施方針説明会資料	5			基準額の算出根拠	支出想定には、官民連携需要創造業務にかかる支出も含まれると考えてよろしいですか。含まれる場合の支出項目と金額想定を具体的に示してください。	・No. 116を参照してください。
118	実施方針説明会資料	5			基準額の算出根拠	支出想定の内訳を費目とあわせて具体的に示してください。	・募集要項（案）別紙1「運営権対価算定資料」を参照してください。
119	実施方針説明会資料	5			基準額の算出根拠	収入、支出に消費税等がどのように想定されているかお示してください。	・収入及び支出には消費税8%を含みます。
120	実施方針説明会資料	7	1	1	運営権対価	運営権基準額8億2000万円の算出根拠の詳細と内訳（収入・支出の明細）をご提示お願いしたいです。	・No. 113、NO. 118を参照してください。
121	実施方針説明会資料	7	-	-	運営権対価基準額の算出根拠について	基準額の算出根拠として「稼働率25%、収入12.8億」との記載がございます。当該収入には、駐車場収入や多目的利用地収入（平成36年3月31日まで）が含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	・駐車場収入は含みます。（No. 109、NO. 113に同じ） ・多目的利用地収入は含みません。
122	説明会配布資料	7	-	-	運営権対価基準額の算出根拠について	稼働率25%の場合の支出が記載されておりますが、基準となっております25%の稼働率はどのような算出に基づいて、出されたものでしょうか。	・No. 108を参照してください。
123	実施方針説明会資料	11	-	-	附帯事業（駐車場運営）について	附帯事業として、駐車場の運営が御座いますが、空港旅客を取り込んだ時の利用料金の収入帰属は、空港事業者と折半する事になりますでしょうか、それとも本事業の事業者にすべて帰属するという事で宜しいのでしょうか、また、利用料金や運営時間については、空港駐車場と同額・同様という想定になりますでしょうか。	・駐車場の利用料金収入は全て運営権者の帰属となります。 ・料金についてはNo. 21を、運営時間についてはNo. 22を参照してください。
124	実施方針説明会資料	12			官民連携による需要創造推進業務	展示会産業の「国際化」の基準を具体的に示してください。	・明確な基準はありませんが、国際会議と同様、海外からの出展数や来場者の割合が高い催事の開催を想定しています。
125	実施方針説明会資料	13			官民連携による需要創造推進業務	記載されている仕組みで行われた、他施設での成功事例があればご教示ください。	・特に事例は把握していません。
126	実施方針説明会資料	15	-	-	官民連携に係る県の役割	官民連携での需要創造において、貴県にて行う財政支援の金額はどのように決まるのでしょうか。また、現在予定している県主導の催事や国家的催事の誘致が御座いましたら、期間や内容をご教示下さい。	・財政支援については募集要項（案）別紙4「展示会産業振興基金（仮称）の設置について」を参照してください。 ・別紙③「現在予定の県主導/国家的催事」を参照してください。
127	実施方針説明会資料（パンフレット）	-	-	-	ホール備品について	展示ホールAでは、コンサート利用なども想定しているとの事ですが、舞台設備や照明設備については、貴県側で整備されるという認識で宜しいでしょうか。また、客席やマイクなどのホール備品については、すべて事業者負担になるのでしょうか。また、機器更新が必要になった場合も事業者側の負担でしょうか。	・ホールに関する舞台設備や照明設備、客席やマイク等の備品については、主催者の持ち込みを想定しています。
180	その他				対話の実施	県と応募企業とが本事業について認識の共有を図り、本事業の効果を最大限高めるとともに、提案に齟齬が生じないことを目的とした対話を希望します。	・プレゼンテーションにおいて対話が可能です。
181	その他				事前利用申込状況	既に開始している事前利用申込の状況について、可能な範囲で情報を開示していただきたい。（主催情報、催事名称、催事内容、利用施設、設営撤去を含む利用期間、仮予約か本予約か等）	・No. 27を参照してください。
182	スケジュール表	8	9		スケジュールについて	審査資料の提出期限(8月末)について、提出〆切2週間前は各会社の決済を受けるスケジュールです。一般的に8月中旬は会社機能が一時停止すると思われます。そのため提出〆切を8月末から9月上旬・中旬へ変更をご検討頂きたい。	・審査資料の提出期限（応募締切）は9月15日としております。
183	-	-	-		事業所税について	常滑市の事業所税につき、本事業は非課税との理解でよろしいでしょうか。	・常滑市は事業所税を課す地方団体に該当しないので、課税されません。（事業所税は政令都市、人口30万人以上で政令で指定するもの等において課されます）
184	フロアマップ				展示ホールについて	展示ホールAでコンサートを実施する場合、バックヤードとして会議室・エントランスホールを使用できるのでしょうか。	・会議室をバックヤード的に使用することについては、運営権者の判断で可能です。エントランスホールは、非常退出時の重要な避難動線として確保しておく必要があります。